

第22期第3回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和3年6月10日（木）

15：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）委員会指示の適用除外について（協議）

- 1 佐賀県有明海漁業協同組合 . . . P1～3
- 2 独立行政法人水資源機構筑後川局 . . . P4～9
- 3 鹿島市 . . . P10～13
- 4 佐賀県立宇宙科学館 . . . P14～15

（2）カキの試験養殖について（協議） . . . P16～28

（3）佐賀県資源管理方針について（諮問） . . . P29～43

（4）特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 の設定（案）について（諮問） . . . P44～45

（5）特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 の変更（案）について（諮問） . . . P46～47

（6）令和3年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業の許可方針（案） について（諮問） . . . P48～54

（7）令和3年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）について（諮問） . . . P55～64

（8）その他

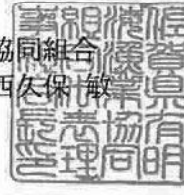
3 閉 会

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第53号の適用除外申請書

佐有漁協指第105号
令和3年6月8日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏



下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第53号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1. 適用除外の理由

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために、過去、ウミタケが生息していた場所を中心に調査操業を予定している。本調査操業では、ウミタケの採捕を予定していることから、委員会指示の適用除外が必要である。

2. 調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業を行うことで、資源回復や資源管理に必要な情報を把握し、操業に向けた基準作りを検討していくことを目的とする。

3. 調査の方法

ネジ棒及び簡易潜水器を用いてウミタケを採捕し、生息状況（生息箇所・生息密度・採捕個数）及び採捕したウミタケを出荷し市場調査を行う。

4. 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

ウミタケその他の底生生物 最大6,000個体

5. 適用除外の期間

令和3年6月11日から令和3年6月27日まで

6. 調査操業計画

別紙のとおり

7. 調査地点

佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を除く）

令和3年度 ウミタケ調査操業実施要領

1. 目的 有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業（漁協による調査操業）を行うことで資源回復や資源管理に必要な情報を把握し、操業に向けた基準作りを検討していくことを目的とする。

2. 実施年月日 [ネジ棒]
令和3年6月11日・14日（2日間）
[簡易潜水器]
令和3年6月16日・17日・18日・20日・21日（5日間）
※荒天等により調査操業ができない場合は順延（土曜日は中止）

3. 調査操業時間 ネジ棒及び簡易潜水器とも調査操業開始から2時間以内
※簡易潜水器はボンベ2本上限

4. 調査操業漁船 ネジ棒4隻・簡易潜水器5隻

5. 調査操業海域 佐賀県有明海区（過去に採捕実績のある漁場）

6. 調査操業方法
 - ①ネジ棒及び簡易潜水器業者の操業により調査を行う
※双方リーダー船を選定し調査操業の開始・終了・中止等の指揮にあたる
※調査操業の従事者は必ずライフジャケットを着用すること
 - ②調査日毎に別紙調査票を記載する（有明センターにより調査票作成予定）
 - ③1日1隻3地点で10分間は過去に採捕実績のある漁場を調査する
 - ④採捕対象生物はウミタケのみとする
 - ⑤漁獲量は1日1隻10箱を上限とする
 - ⑥採捕したウミタケは調査操業実施者が筑後中部魚市場に出荷する（漁協仕切り）

令和3年度ウミタケ調査操業従事者一覧

1.ネジ棒

[住所及び氏名]

	支所	住所	従事者
1	大詫間	[Redacted]	古賀 宏則
2	大詫間		糸山 和徳
3	大詫間		古賀 幸治
4	南川副		藤川 直樹
5	南川副		龍 憲行

[使用船舶]

	支所	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関		漁船所有者
					種類	馬力	
1	大詫間	宏寿丸	SA3-34467	0.9t	電気点火	60kw	古賀 宏則
2	大詫間	徳吉丸	SA3-34452	0.9t	電気点火	60kw	糸山 和徳
3	大詫間	幸栄丸	SA3-17439	1.4t	電気点火	60kw	古賀 幸治
4	南川副	清栄丸	SA3-32805	0.7t	電気点火	60k	藤川 直樹
5	南川副	健勇丸	SA3-17489	1.6t	電気点火	80k	龍 憲行

2.簡易潜水器

[住所及び氏名]

	支所	住所	従事者
1	久保田町	[Redacted]	井口 繁臣
2	福富町		廣橋 透
3	福富町		小野 一男
4	広江		江口 敏夫
5	新有明		片淵 芳済

[使用船舶]

	支所	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関		漁船所有者
					種類	馬力	
1	久保田町	繁義丸	SA3-17193	3.8t	ジーゼル	301kw	井口 繁臣
2	福富町	廣盛丸	SA3-17145	4.8t	ジーゼル	301kw	廣橋 透
3	福富町	天神丸	SA3-17022	4.7t	ジーゼル	330kw	小野 一男
4	広江	照栄丸	SA3-17467	4.3t	ジーゼル	421kw	江口 敏夫
5	新有明	恵比寿丸	SA3-17069	4.8t	ジーゼル	389kw	片淵 芳済

筑下大第8号
令和3年6月1日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会長 殿

住所 福岡県久留米市安武町武島 1063-2
氏名 独立行政法人水資源機構筑後川局
筑後川下流総合管理所長 北村 達也



下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

記

1 目的

本業務は、有明海域および筑後川下流域（感潮河川）周辺環境を把握する目的で行うものであり、現地調査の一環として、底質、底生生物調査及び魚卵・稚仔魚調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第51号、同指示第52号、同指示第53号及び同指示第54号

3 使用船舶

別紙1 使用船舶のとおり、3隻を使用する

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

【底質調査、底生生物調査】

サルボウ、他水生生物を20kg以内。

※タイラギ、アゲマキ及びウミタケは底生生物調査時の採泥試料に含まれた場合のみ採捕する。

【魚卵・稚仔魚調査】

サッパ、コノシロ、他水生生物を20kg以内。

※魚卵ネットにかかった魚卵・稚仔魚のみを採捕する。

※ビゼンクラゲは、魚卵・稚仔魚調査時の試料に含まれた場合のみ採捕する。

5 適用除外の期間

承認日から令和4年3月31日まで（指示第51号、同指示第52号、同指示第53号）

承認日から令和4年5月31日まで（指示第54号）

【底質調査、底生生物調査：2回（8月、2月）】

【魚卵・稚仔魚調査：毎月1回】

6 採捕区域

有明海 (別紙3のNo. 4、No. 5、No. 6、No. 7)

※No. 5は底質調査のみ

7 使用漁具及び漁法 (別紙2参照)

スミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取 (図-1)

スコップによる底生生物の採取 (図-1)

ネットによる魚卵・稚仔魚の採取 (図-2)

採捕に従事する者の住所及び氏名

福岡市東区松香台1丁目10-1 (一般財団法人 九州環境管理協会)	村橋 輝紀 柴田 幸次 宇野 潔 城内 智行 横山 佳裕 望月 佑一 城島 健 山津 浩紀 中武 洋佑 前田 豪 川越 雄介 杉原 勝次 岸川 勝典 富川 陽涼 石橋 哲也 木村 喬祐 児玉 大輝 末藤 正樹
柳川市矢留本町1-2 (福岡県有明海漁業協同組合連合会 沖端漁業協同組合)	石橋 盛雄 田中 稔昭 石橋 三四

使用船舶

船名 仕様	盛栄丸	寿幸丸	光石丸
登録番号	F03-51334	F03-52453	F03-55812
総トン数	4.91	4.85	4.7
推進機関の種 類及び馬力	ジーゼル 50	ジーゼル 70	ジーゼル 421kw
所有者名	石橋 盛雄	田中 稔昭	石橋 三四

調査方法

【底質、底生生物調査】

図-1 に示すスミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取及び
スコップによる底生生物の採取

【魚卵・稚仔魚調査】

図-2 に示す魚卵ネットを用いて2ノット10分間の表層曳による採取

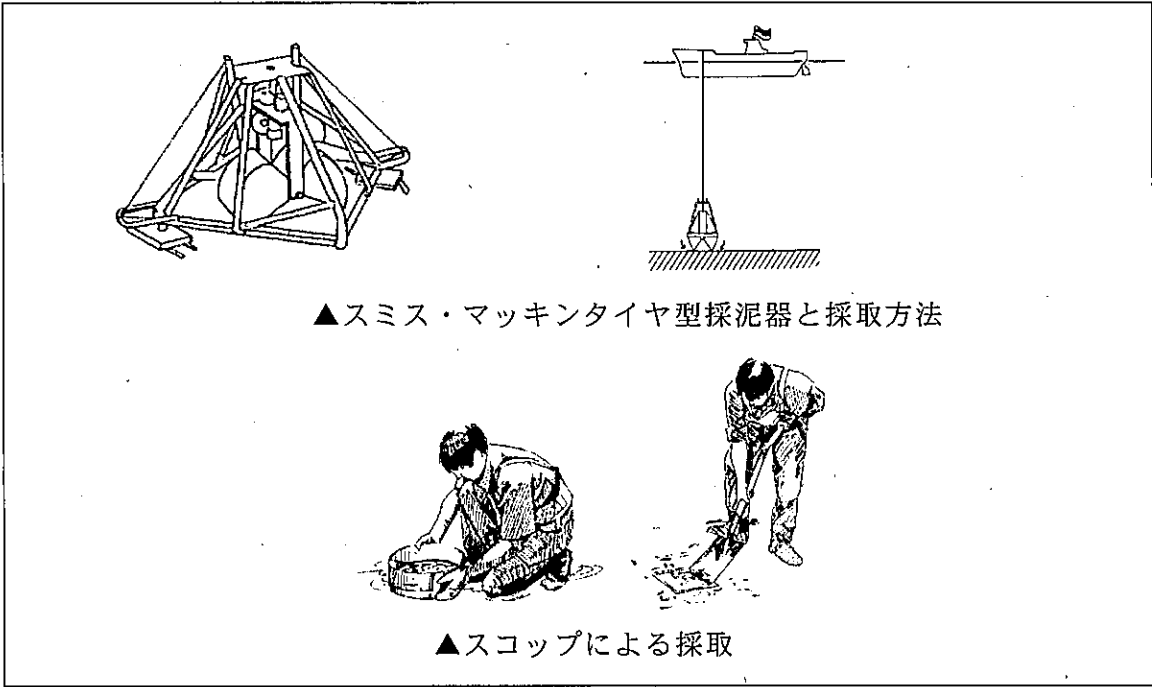


図-1 採取器具および方法（底質、底生生物）

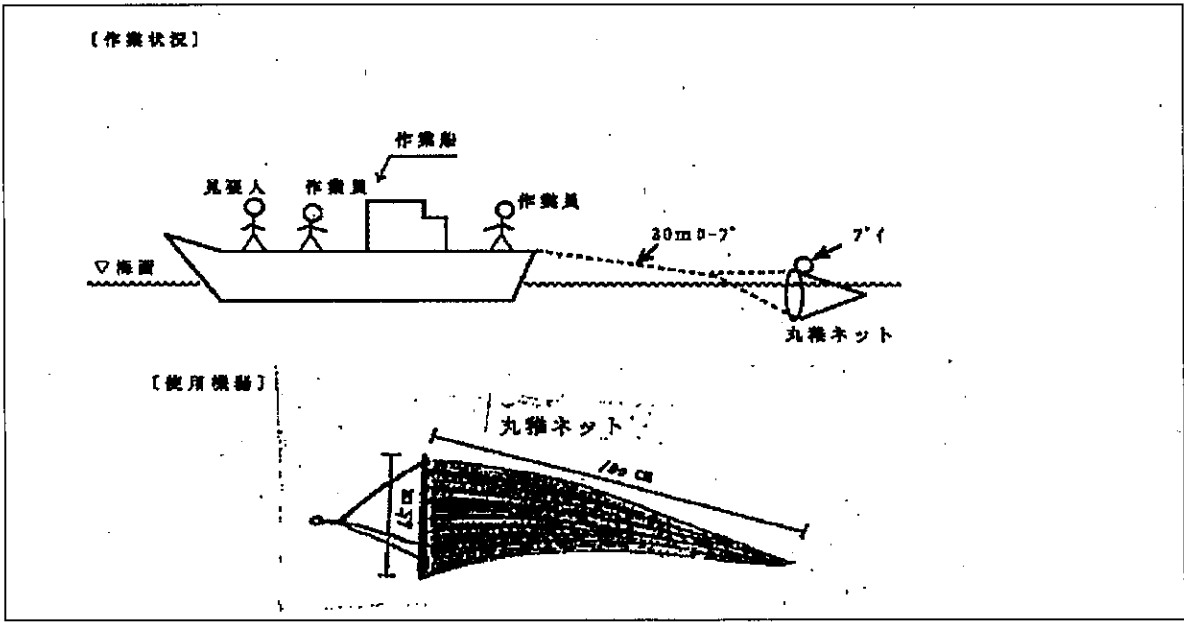
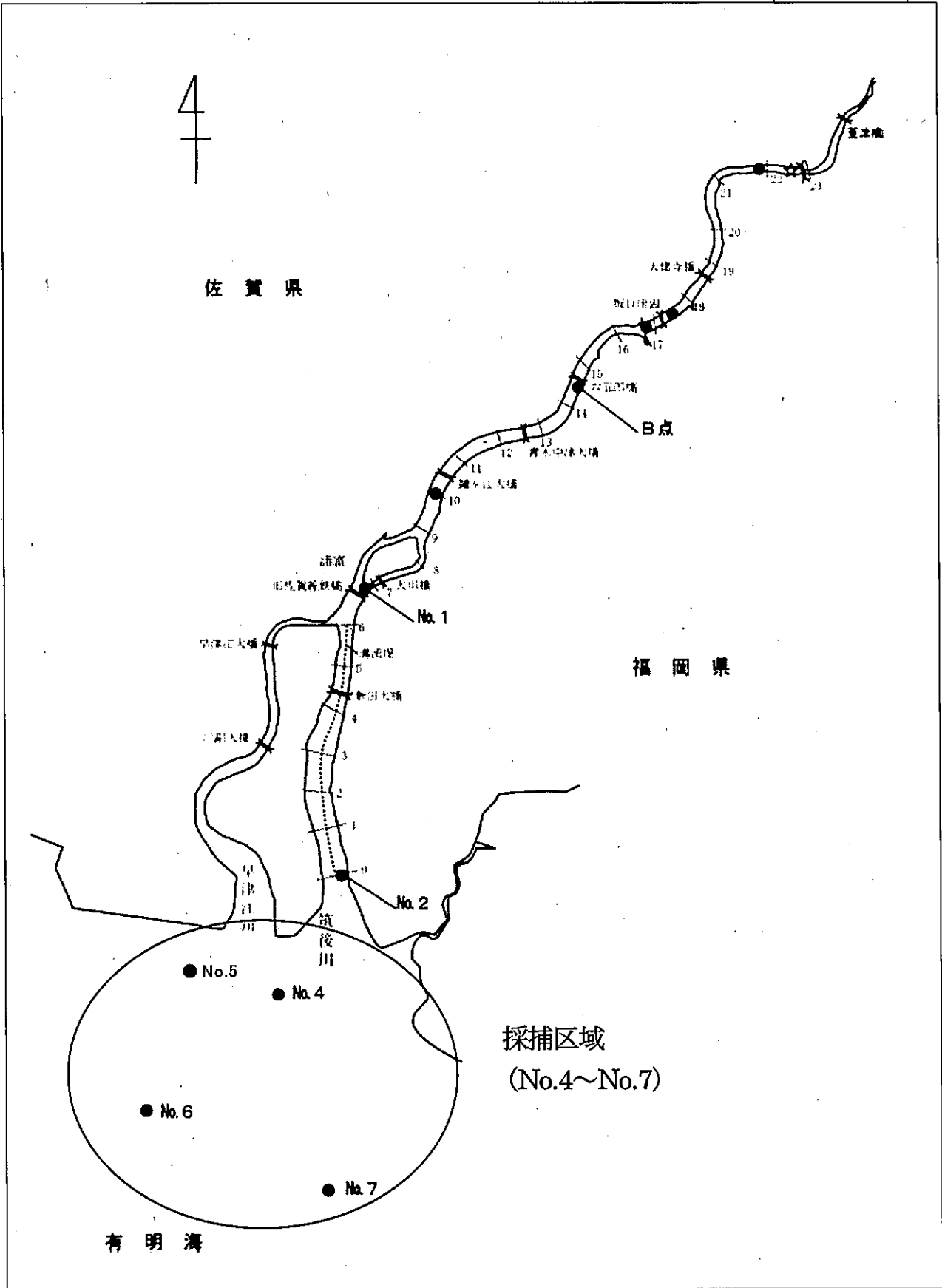


図-2 採取器具および方法（魚卵・稚仔魚）



採捕区域図

佐有漁協総第173号
令和3年1月26日

独立行政法人 水資源機構 筑後川局
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西 久



同意書

令和3年1月20日付、筑下大第36号にて依頼がありました令和3年度筑後大堰関連環境調査につきましては、佐賀県有明海区共同漁業権者及び区画漁業権者として同意します。

佐賀県有明海区調整委員会指示第54号の適用除外申請書

鹿市商観第114号
令和3年5月24日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 鹿島市大字納富分2642-1

氏名 鹿島市長 樋口 久俊



下記により佐賀県有明海区調整委員会指示第54号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1 目的

鹿島市干潟交流館（別紙概要参照）内に設置するミニ水族館において、観察及び学習のためにビゼンクラゲ、ムツゴロウ、シオマネキ、ガザミなどの水産動物を展示する予定であり、そのうち、ビゼンクラゲを採捕するため、今回の適用除外の申請を行うものである。

2 適用除外の許可を必要とする事項

佐賀県有明海区調整委員会指示第54号

3 適用除外の期間

承認日から令和4年5月31日まで（6月以降も再申請の予定あり）

4 使用船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名
天龍丸	SA3-16178	3.6	ジーゼル 70馬力	井上 茂徳 (佐賀県有明海漁業協同組合員)

5 採捕しようとする水産動物の名称及び数量

傘幅10～20cm程度のビゼンクラゲ 十数匹程度

6 採捕の区域

佐賀県有明海全域

7 使用漁具

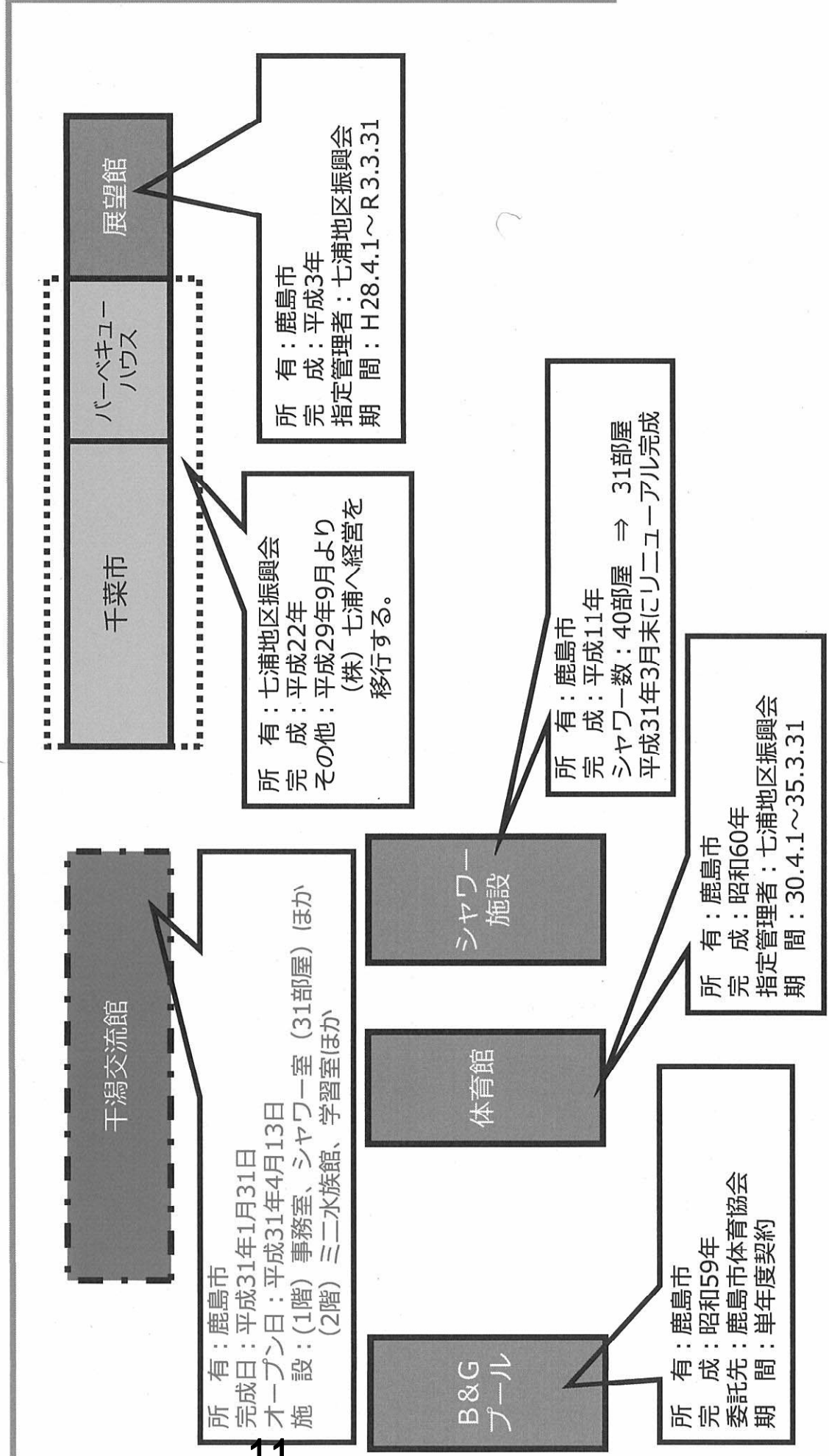
タモ網

担当課 鹿島市役所 商工観光課
担当名 中島輝明
電話 0954-63-3412

鹿島市千潟交流館 概要

〈道の駅鹿島 施設位置図〉

有明海



鹿島市干潟交流館 概要

2

<鹿島市干潟交流館 施設概要>

<名称>

鹿島市干潟交流館 (H31. 4/13オープン. 愛称は「なな海 (み)」)

<設置目的>

有明海特有の生き物と干潟に直接触れ合うことが出来、市内外から多くの観光客等が集い、憩える交流拠点となることを目的とする

<所在地>

鹿島市大字音成甲4227番地5

<構造>

鉄骨造 2階建

<延床面積>

996.25㎡

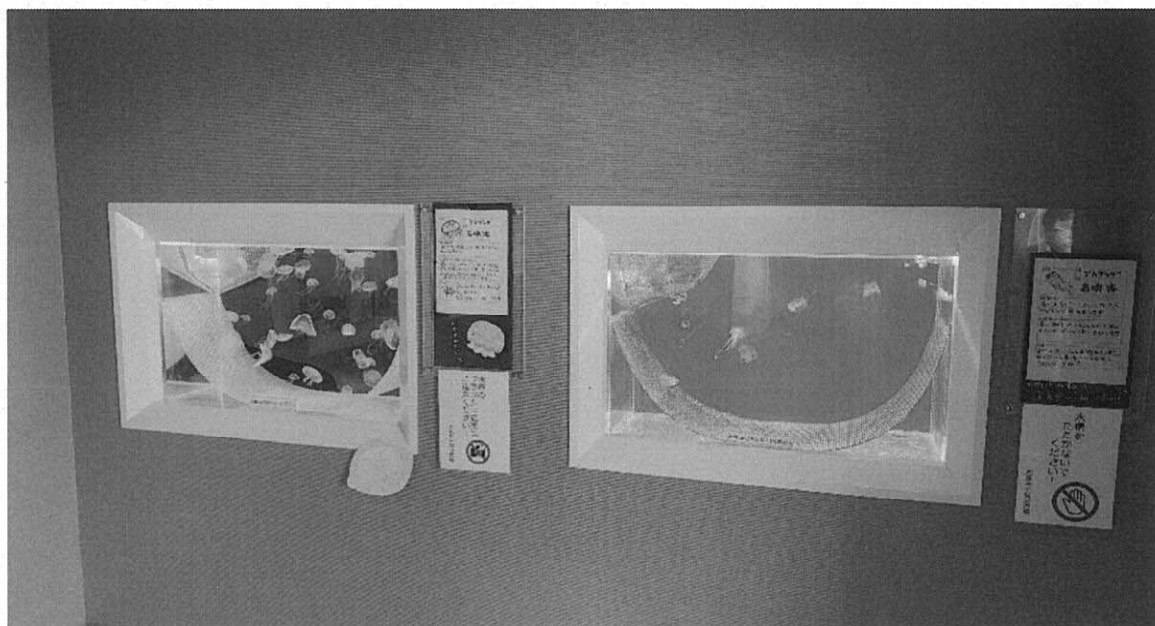
<施設内容>

- (1階) シャワ一室、事務室ほか
- (2階) ミニ水族館、学習室、交流スペース、展望デッキほか

<ミニ水族館展示水産動物 (予定) >

ムツゴロウ、シオマネキ、ガザミ、トビハゼ、シタラエビ、アカエイ、ビゼンクラゲ など

今回、対象となる
水産動物



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第54号の適用除外申請書

令和3年6月1日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 武雄市武雄町
氏名 佐賀県立宇宙科学館
館長 渡辺



下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第54号の適用除外を受けた
いので申請します。

記

1 目的

佐賀県立宇宙科学館内の展示水槽において、観察及び学習のため有明海の生き物を展示している。このたび、ビゼンクラゲの展示を計画しており、適用除外の申請を行うものである。

2 適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第54号

3 適用除外の期間

承認日から令和4年5月31日まで

4 採捕に従事する者の氏名および住所

氏名：筒井 正喜

住所：[REDACTED]

5 使用船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名
正福丸	SA3-16538	4.6 t	ディーゼル 302kw	筒井 正喜

6 採捕しようとする水産動物の名称及び数量
傘幅 10～20 cm程度のビゼンクラゲ 十数匹程度

7 採捕の区域
佐賀県有明海全域

8 使用漁具
アンコウ網

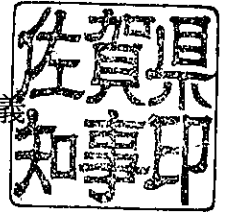
以上

【担当】	佐賀県立宇宙科学館 研究交流部 増田 直久
【電話】	0954-20-1666
【FAX】	0954-20-1620
【Mail】	masuda-naohisa@yumeginga.jp

水産第923号
令和3年6月9日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
西久保 敏から申請があり、太良町長 永淵 孝幸 から副申がありました。

については、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第99号
令和3年6月2日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外 821 番地の 2

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保



下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請します。

記

1. 目的

- ・カキの試験養殖

2. 水産動植物の名称

- ・カキ

3. 漁場の位置及び区域並びに面積

- ・有区第1267号に隣接する干潟区域（別紙1を参照）
- ・3,000m²（50m×60m）

4. 養殖期間

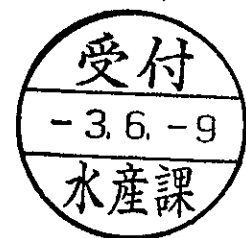
- ・試験養殖の承認日より1年間

5. 養殖の方法及び規模

- ・養殖カゴを用いた干潟養殖（別紙2を参照）

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図



理 由 書

当支所では、冬期の基幹漁業として「ノリ養殖」を営んでおります。しかしながら、当支所の漁場では毎年のように植物プランクトン赤潮が発生し、それに伴う栄養塩低下により深刻な色落ち被害が発生しています。そのため、漁家の経営は大変苦しい厳しい状況となっております。

このような厳しい状況を改善するために、これまで当支所では二枚貝資源の回復に取り組んできました。二枚貝は赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待されるとともに、二枚貝を販売することでノリ養殖の補填収入にもなります。特にカキは、二枚貝のなかでもプランクトン濾過能力が高いうえ、商品価値も高く養殖対象種として非常に有望と考えております。

近年カキ養殖については、干潟を利用した新技術が海外から導入され、他県でも成功事例が報告されています。当支所のノリ養殖漁場周辺には、広大な干潟が発達しており、この干潟をカキ養殖場として活用することは、赤潮抑制効果が期待されるとともに、カキ販売による漁家収入の向上にもつながると考えております。そのため、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

藤津郡太良町大字糸岐 1558 番地 11 2F
佐賀県有明海漁協 たら支所
支所運営委員長 森田 政則

試験養殖計画書

1. 昨年度の課題と今年度の対応

※ 令和2年度の養殖結果の詳細は、別添の報告書を参照

項目	※令和2年度 実績	令和3年度 計画
種苗	<p>クペルを用いて、太良町糸岐干潟で採苗を試みた結果、8月5日に計1.4万個のマガキ稚貝を採取することが出来た。</p>  <p>採苗した稚カキ 稚カキの剥離作業</p>	<p>■ 早期採苗</p> <p>昨年度、8月に採苗し3月末までに平均20g/個程度で一般的な販売規格(40g/個)に成長しなかった。これは、採苗後の生育期間が他県よりも短く成長できなかったことが考えられた。このため、今年度は、6～7月に採苗器を設置し昨年度より早期に稚貝を採取し成育状況を確認する。</p>
養殖管理	<p>9月までは月2回の頻度でカゴ換えと密度管理を行ったが、フジツボ等の付着物がカゴと養殖中のカキ自体に大量に付着した。</p>  <p>養殖カゴとカキに付着したフジツボ</p> <p>付着生物の影響に加えて、令和2年7月豪雨の影響により、養殖場が長期の低塩分状態となり、成長が著しく鈍化した。その結果、3月末時点で平均20g/個にとどまり、一般的な販売規格である40g以上の個体を生産することができなかった。</p>	<p>■ 養殖カゴの改良</p> <p>付着生物が増加する夏季は、月2回のカゴ換え作業では、養殖カキに大量に付着する付着生物を防除できなかった。これは、養殖カゴ自体の揺れが不十分で、養殖中のカキ同士が十分に擦れていないことが理由と考えられた。そのため、養殖カゴ下部に浮力物を取り付け、強制的にカゴの揺れを促すように改良を行う。</p>

2. 養殖方法

【養殖施設】

養殖場所	佐賀県藤津郡太良町大字糸岐（別紙1を参照）
漁場区域	有区第1267号に隣接する干潟域（別紙1を参照） 3,000m ² （50m×60m）
養殖方法	干潟域でのシングルシードカキ養殖（オーストラリア方式）
養殖施設	別紙2を参照 ・支柱：ノリ養殖用コンポーザ36本程度 ・ワイヤー：約72m（φ11mm） ・養殖カゴ：バスケット（15L） ・養殖カゴ数：54個

【養殖方法とスケジュール】

令和3年6月	① 養殖施設の設営 ② クベル採苗器の設置 → 糸岐干潟のカキ礁周辺に設置
6～7月	③ 採苗した稚カキの養殖カゴへの収容
8月～	④ 養殖管理（2回/月） → カキの適正密度管理 → カキの成長確認 → 斃死個体の除去 ⑤ 施設の維持管理（2回/月） → 養殖カゴの付着生物（フジツボ等）の除去
令和4年2月～	⑥ 収穫開始 ⑦ 試験販売 ⑧ 順次養殖カゴの撤去
5月	⑨ 養殖終了

3. その他

台風等の災害により、本施設に被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処することとする。

○漁場の位置及び区域

別紙1

- ・位置：佐賀県藤津郡太良町大字系岐（系岐川河口）
- ・区域：有区第1267号に隣接する干潟3,000m²（50m×60m）

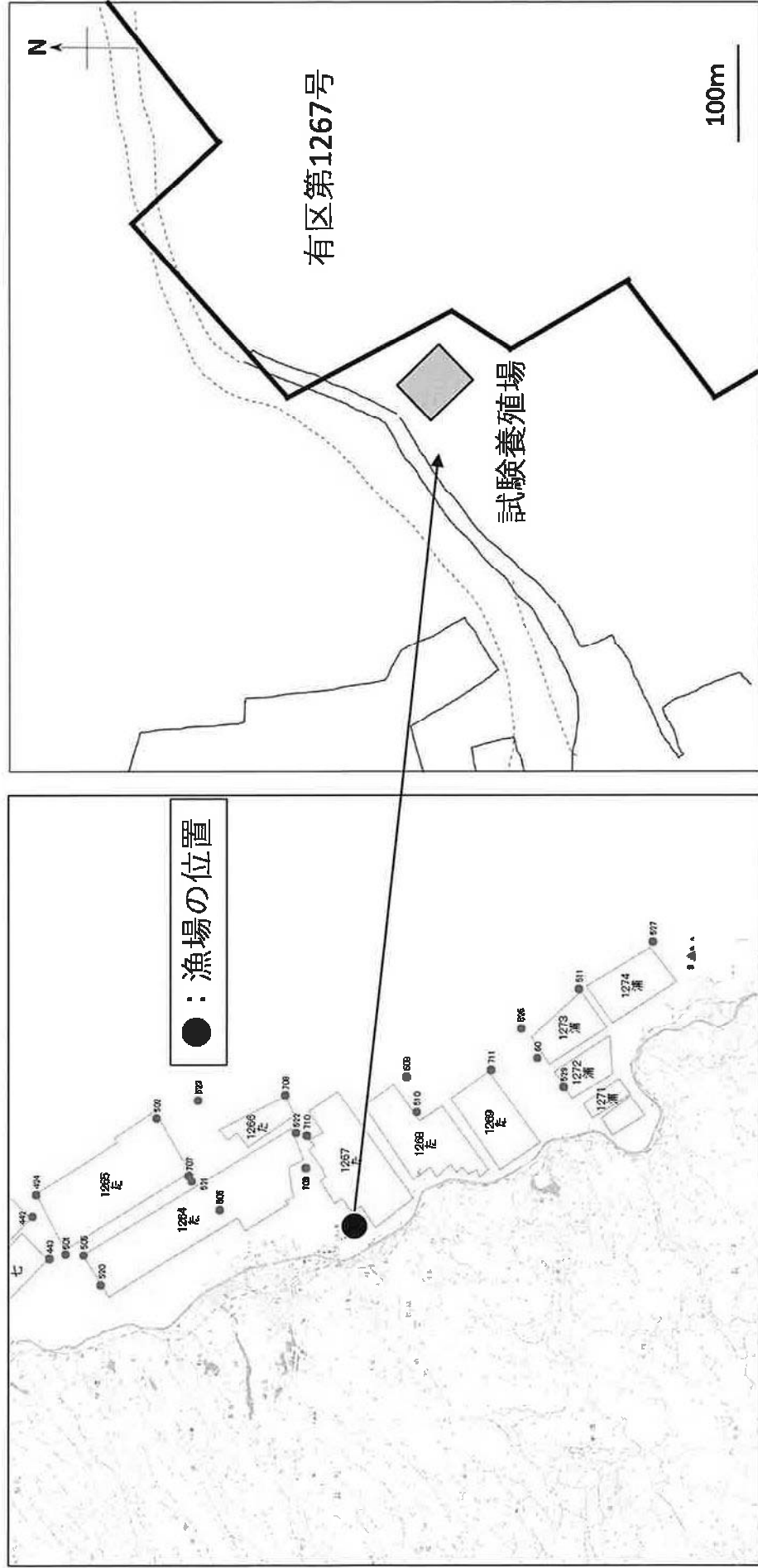
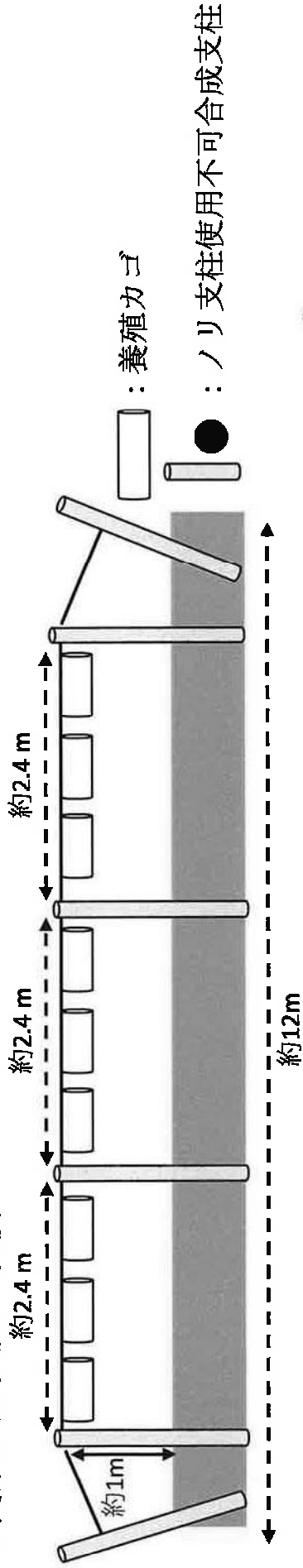


図 佐賀県藤津郡太良町大字系岐（系岐川河口）

図 拡大図

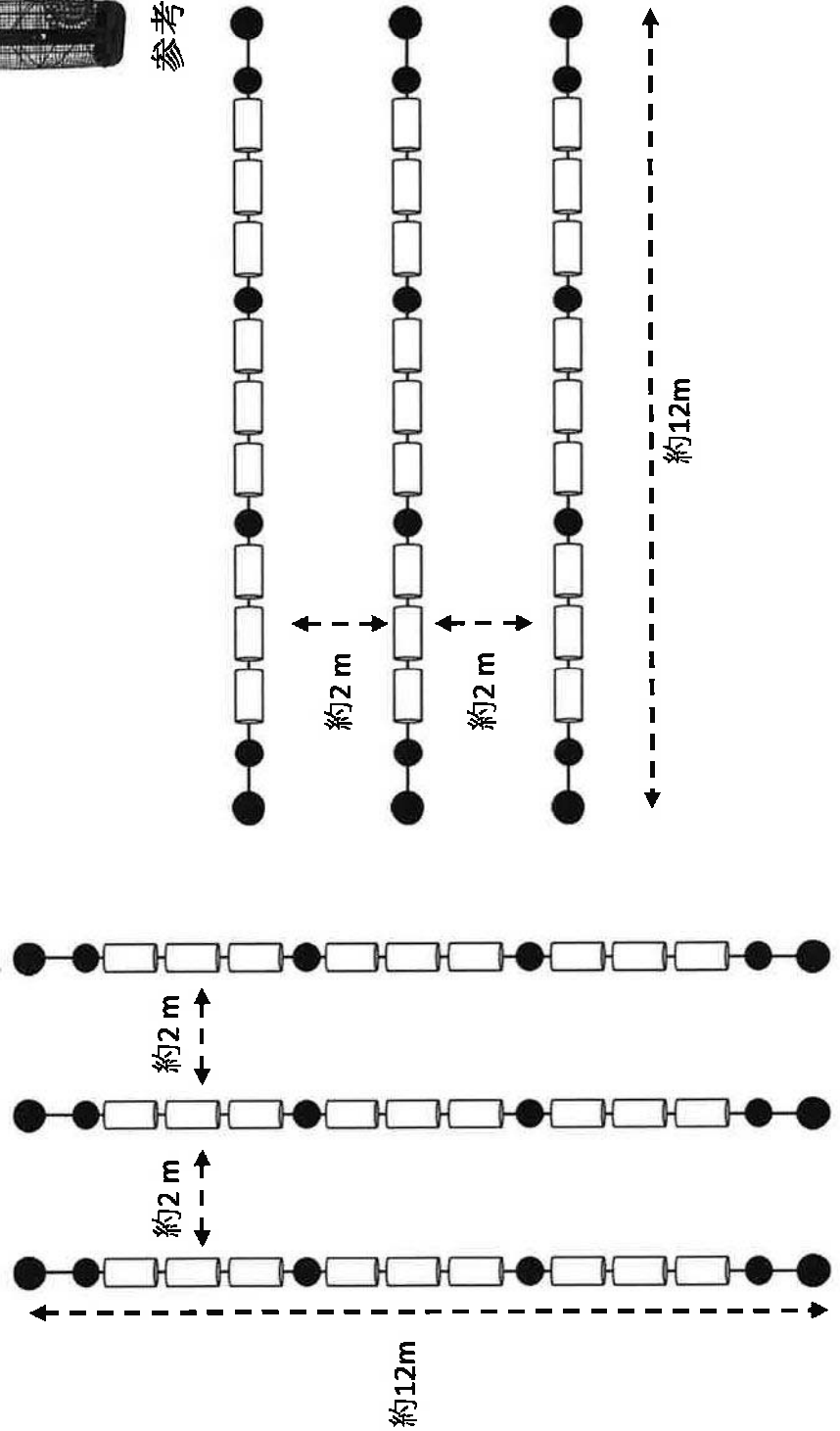
○養殖の方法及び規模

別紙2



参考資料 養殖カゴ

側面図



平面図

同意書

佐賀県有明海漁業協同組合 たら支所
運営委員長 森田政則 様

令和3年5月25日付にて依頼がありました試験的カキ干潟養殖の実施につきましては、同意致します。

令和3年5月26日

佐賀県有明海漁業協同組合 鹿島市支所

運営委員長 中島 龍



同意書

佐賀県有明海漁業協同組合 たら支所
運営委員長 森田政則 様

令和3年5月25日付にて依頼がありました試験的カキ干潟養殖の実施につきましては、同意致します。

令和3年5月26日

佐賀県有明海漁業協同組合 大浦支所
運営委員長 貞包保



太農水第501号
令和3年6月7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

太良町長 永淵 孝幸



カキ養殖試験の申請について（副申）

当町の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和3年6月2日付け佐有漁協指第98号で、佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長 西久保 敏 様より、佐賀県有明海漁協たら支所におけるカキ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見書を添えて提出いたしますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀県有明海漁業協同組合が行うカキの干潟養殖試験は、全国的にも新しい取組であり、生産されるカキの商品価値も高く、低迷している漁家経営の改善が期待されます。また、カキの高い濾過能力は、南部地区で頻発している冬期の赤潮に対する抑制効果が期待され、冬期の基幹漁業であるノリ養殖にも良い効果があると考えております。

このことから、今回のカキ養殖試験の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和3年6月7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

太良町長 永淵 孝幸



太農水第312号
令和3年5月26日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

太良町長 永淵 孝幸



令和3年カキ養殖事業の委託について（依頼）

このことについて、太良町糸岐地区の干潟において、新たなカキ養殖技術開発に向けた試験養殖を貴組合に委託しますので、下記により関係書類を提出してください。なお、試験養殖承認申請にあたっては佐賀県試験養殖処理要綱に基づき、書類の提出をお願いいたします。

記

1. 承諾書
2. 試験養殖申請書一式
 - (1) 試験養殖承認申請書（様式1号）
 - (2) 理由書
 - (3) 試験養殖計画書
 - (4) 漁場位置及び区域図

佐有漁協指第97号
令和3年6月2月

太良町長 永淵 孝幸 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保



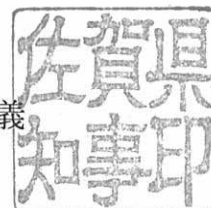
承 諾 書

令和3年5月26日付け太農水第312号にて通知がありました、令和3年カキ養殖事業の委託については承諾いたします。

水産第 659 号
令和 3 年 5 月 21 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県資源管理方針について（諮問）

このことについて、令和 2 年 12 月 1 日に制定した佐賀県資源管理方針について、漁業法第 14 条第 9 項の規定により、変更を行う必要があります。

については、別添のとおり佐賀県資源管理方針の変更（案）を作成しましたので、同法第 14 条第 10 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田）

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
<p>第1～第7略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」 から「別紙1-7 まさば及びごまさば」までに、それぞれ定めるものとする。</p>	<p>第1～第7略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」 から「別紙1-6 くるまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。</p>

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源
くろまぐる(小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐる(小型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐる(小型魚)を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中(に規定する場合を除く。)

陸揚げした日から、その属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなくなったと認めるときは、この限りではない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐる(小型魚)漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあるとき当該管理年度については、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐる(小型魚)(30 キログラム未満のものに限る)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐる(小型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域(省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐる(小型魚)を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中(に規定する場合を除く。)

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐる(小型魚)漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあるとき当該管理年度については、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中()に規定する場合を除く。)

陸揚げした日から、その属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内(ただし、漁獲可能量を超過するおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ(大型魚)漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超過するおそれがあるとき当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときは当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)(30 キログラム以上のものに限る)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中()に規定する場合を除く。)

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ(大型魚)漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超過するおそれがあるとき当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときは当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 7

第 1 特定水産資源
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域
の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域
対象とする漁業

中型まさ網漁業、小型まさ網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び
その他の佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者による
まさば及びごまさばを採捕する漁業

漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させな
い管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まさ網漁業、小型まさ網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びそ
の他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及
びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁
獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲
努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲
げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:許可統数、設置統数)
中型まさ網漁業	2統
小型まさ網漁業	4統
しき網漁業	50統
定置漁業	2統
小型定置網漁業	60統

佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年7月1日

佐賀県知事 山口 祥義

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量78千トン（平成30年）、生産額は331億円（平成29年）である。また、漁業就業者数は、3,669人（平成30年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中（ に規定する場合を除く。 ）

陸揚げした日から、その属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。

対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

当該管理年度中（ に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その属する月の翌月 10 日まで

知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

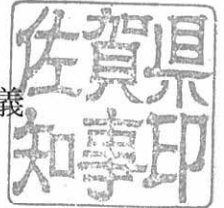
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>漁業の種類</u>	<u>漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）</u>
<u>中型まき網漁業</u>	<u>2 統</u>
<u>小型まき網漁業</u>	<u>4 統</u>
<u>しき網漁業</u>	<u>50 統</u>
<u>定置漁業</u>	<u>2 統</u>
<u>小型定置網漁業</u>	<u>60 統</u>

水産第 662 号
令和 3 年 5 月 21 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・永江）

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度(令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

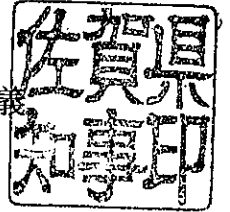
知事管理区分	配分数量
佐賀県まさば及びごまさば漁業	現行水準

水産第676号
令和3年(2021年)5月21日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥 義



特定水産資源に関する令和3管理年度における
知事管理漁獲可能量の変更(案)について(諮問)

このことについて、漁業法第16条第5項の規定により、知事管理漁獲可能量の変更を行う必要があります。

については、別添のとおり知事管理漁獲可能量の変更(案)を作成しましたので、同法第16条第2項の規定により、貴委員会の意見を令和3年6月11日(金)までに求めます。

(担当：農林水産部水産課漁業調整担当 真島)

くろまぐろに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

特定水産資源	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	4.0トン
くろまぐろ（大型魚）	8.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

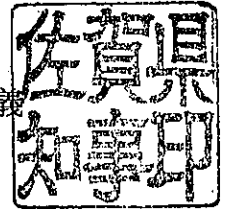
知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業	4.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業	8.2トン

水産第916号

令和3年6月4日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和3年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業の
許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第11条第3項、同条第5項及び第15条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第 84 号
令和 3 年 5 月 27 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保



えび2 そう船びき網漁業の許可について (要望)

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本県有明海海域における水産業振興並びに漁業調整につきましては、日頃より特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、標記許可につきまして、当組合大浦支所運営委員長より「本年の操業開始時期は、9月5日よりお願いしたい」として要望書が提出されております。

えび2 そう船びき網は上びき網であることから、エビの成長度合いを考慮し漁業経営上、前倒しの許可もあり得ると考えておりましたが、一方でアンコウ網・竹羽瀬漁業者より、えび2 そう船びき網の早期操業開始はシバエビを対象とする漁船漁業者にとっては相場下落により厳しいものがあるため、操業開始時期を10月1日にしていただきたいと相反する要望書が提出されております。

アンコウ網・竹羽瀬漁業者からこの様な要望がなされ、生計への依存度の大小はあられると思われませんが、えび三重流し刺網・投網業者にも該当することであり、組合として貴県にてご判断をいただきたく要望いたします。

記

- 添付書類
- ・大浦支所運営委員長よりのえび2 そう船びき網漁業許可についての要望書 (写)
 - ・アンコウ網・竹羽瀬漁業者よりのえび2 そう船びき網漁業の許可条件についての要望書 (写)





令和3年5月18日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所
支所運営委員長 貞



えび二そう船びき網漁業許可について(要望書)

当大浦地区の漁船漁業につきましては、日頃より格別の御指導と御配慮により沿岸漁業振興に御協力を賜り、関係漁民一同深く感謝しているところでございます。

さて、例年関係各位の特別の御理解により「えび2そう船びき網漁業」の許可を受け、冬期潜水器漁業並びに出稼期までのつなぎとして操業をし、生計を維持している状況であります。

今年も漁期となり海老の郡遊が見受けられるようになりました。

10月初旬になれば海老は浮上せず深く沈み又下に下る習性が見受けられます。最盛期としては9月5日頃より10月初旬迄が絶好の漁期であり、これを逸しては豊漁も望めません。

今年も操業者全員を集め海苔業者に迷惑をかける操業はしないと確約させており本人達も誓約しております。


つきましては事情を御賢察下さり9月5日より操業出来ますよう要望致します。




令和 3 年 5 月 24 日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

アンコウ網漁業者

東部地区代表 広江支所 西村和敏 

中部地区代表 芦刈支所 畠田米次 

竹羽瀬漁業者

東与賀町支所 吉田幸男 

えび2そう船びき網漁業の許可条件について（要望）

謹啓 残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より有明海の漁業振興につきましては、特段のご配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、有明海で営んでいるアンコウ網及び竹羽瀬漁業は主に潮流を頼った漁法であるため、海況の変化等の不確定な要因により漁獲量の変動が激しく日々不安定な生活を強いられております。

さて、標記の漁法は動力を使用した数少ない船びき網漁法であり、その漁獲量は他の網漁業とは比較にならないほど一度に大量の水揚げがあり、場合によっては市場でのシバエビの相場単価が落ち込んでいるのが現状であり、漁業者間の話し合いにより出荷調整も考えなければならない時期に来ていると思われまます。

この様な状況の中、シバエビを対象とするえび2そう船びき網漁業の許可開始が早まっていくのではないかと大きな懸念を抱くとともに、このままでは有明海における漁船漁業の経営が確実に困難になっていくのではないかと危惧致します。

つきましては、こうした事情をご賢察の上、えび2そう船びき網漁業の許可に際し操業の開始を下記のとおりとされますよう、要望方々お願い申し上げます。

記

えび2そう船びき網漁業の許可に際し、操業開始を10月1日として頂きたい。

令和3年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - （1）佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - （2）佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - （3）佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - （4）適切な資源管理を実践できる者
 - （5）漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - （6）過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第2 許可の有効期間

令和3年9月15日から令和3年11月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年7月20日から令和3年8月20日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和3年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和3年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和3年7月20日から令和3年8月20日までににおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和3年8月21日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
 - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
 - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

水産第 919 号

令和 3 年 6 月 7 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 3 年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）
について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、同条第 5 項及び第 15 条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第88号
令和3年5月28日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



グチ固定式刺網漁業（特認）許可について（要望）

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も当漁協組合員 大隈勝郎 他1名 より標記漁業許可について別添とおりましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

添付書類 「佐賀県西部地区網漁業者一同」よりの要望書（写）





要 望 書

県当局におかれては、かねてより水産業の振興及び漁業基盤整備等については格別の御指導と御高配を賜り、感謝申し上げます。

御承知の通り私たちは、4トン内外の漁船を所有し漁業を営み漁家経済を維持しております。

本県の水産業は、昭和三十年頃より海苔養殖漁業が基幹産業として発展し現在に至っております。

この海苔養殖漁期間、網漁業者は操業区域の制限を受け海苔養殖漁場内での操業が出来ないことになっております。

このような実情から昭和六十年度に県知事殿 漁業調整委員会へ陳情申し上げ御検討を頂き、試験操業として許可を受け、他漁種に迷惑をかけないように操業してまいりました。

本年度も是非御許可下さいます様連署をもって要望致します。

記

- 一、漁業権免許区域が拡大し網漁業の制限をうける為漁獲量が減少しているのので、海苔漁場内の潮通しでグチ固定式刺網漁業の許可をお願いする。
- 二、署名の者は刺網漁業の周年操業を行わないと漁家経済の維持が保てません。
今年も昨年同様九月一日から操業ができますよう何卒御許可を御願ひ申し上げます。

令和3年5月21日

佐賀県西部地区網漁業者一同



令和3年5月21日

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所運営委員長 様
白石支所運営委員長 様
鹿島市支所運営委員長 様

グチ固定式刺網漁業操業に係る同意について

標記の件につきまして、下記のとおり操業致したく存じますので御同意下さいます様お願い申し上げます。

尚、操業に当たっては海苔養殖漁業者とのトラブルを起こさないことを厳守すると共に、許可に付された制限又は条件を遵守し、違反操業等絶対ないよう致しますので、宜しくお願い申し上げます。

記

- 1. 漁業種類 グチ固定式刺網漁業
- 2. 操業期間 許可の日から令和4年 4月30日まで
- 3. 操業区域 別紙のとおり
- 4. 漁業許可申請者

大隈 勝郎



津田 繁



同 意 書

令和 3 年 5 月 21 日付でお願いがあったグチ固定式刺網漁業操業
について同意します。

令和 3 年 5 月 24 日

(住 所) 佐賀県鹿島市浜町1707番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合
鹿島市支所

(代表者) 支所運営委員長 中島 龍



(住 所) 佐賀県杵島郡白石町大字牛屋3932の1

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合
新有明支所

(代表者) 支所運営委員長 岩永 強



(住 所) 杵島郡白石町大字深浦2842

(支所名) 白石支所

(代表者) 支所運営委員長 岩永政幸



令和3年度固定式刺網漁業（特認）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

ぐち固定式刺網漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

操業区域の（1）と（2）は合計12隻

操業区域の（3）- は3隻、（3） は3隻、（3）- は3隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

（1） 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、
タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結ん
だ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを
除く。

ア	第332号鋼管	イ	第335号鋼管	ウ	第337号鋼管
エ	第350号鋼管	オ	第392号鋼管	カ	第351号鋼管
キ	第395号鋼管	ク	第374号鋼管	ケ	第375号鋼管
コ	第431号鋼管	サ	第432号鋼管	シ	第429号鋼管
ス	第58号鋼管	セ	第422号鋼管	ソ	第444号鋼管
タ	第414号鋼管	チ	第404号鋼管	ツ	第403号鋼管
テ	第400号鋼管	ト	第379号鋼管	ナ	第397号鋼管
ニ	第367号鋼管	ヌ	第396号鋼管	ネ	第360号鋼管
ノ	第358号鋼管	ハ	第394号鋼管		

（鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり）

（2） 次の第1種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

有区第1212号、有区第1213号、有区第1214号、
有区第1216号

有区第1215号、有区第1217号、有区第1218号、
有区第1219号、有区第1222号、有区第1224号、
有区第1226号、有区第1228号、有区第1229号、
有区第1230号、有区第1231号、有区第1232号、
有区第1287号

（3） 次の第1種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

有区第1194号、有区第1195号、有区第1198号、
有区第1203号、有区第1204号、有区第1206号、
有区第1207号、有区第1210号

有区第1272号、有区第1273号
有区第1174号、有区第1185号、有区第1186号、
有区第1187号、有区第1188号、有区第1189号、
有区第1190号、有区第1191号、有区第1192号

6 漁業時期

9月1日から翌年4月30日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者
 - ア 操業区域(1) 新有明支所、白石支所(旧 白石町北明支所)、鹿島市支所に属する者
 - イ 操業区域(2) 白石支所(旧 白石町北明支所)に属する者
 - ウ 操業区域(2) 新有明支所に属する者
 - エ 操業区域(3) 久保田町支所に属する者
 - オ 操業区域(3) 大浦支所に属する者
 - カ 操業区域(3) 福富町支所に属する者
- (2) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- (3) 固定式刺網漁業の許可を有している者
- (4) 操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者
- (5) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (6) 適切な資源管理を实践できる者
- (7) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和3年9月1日から令和4年4月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和3年7月1日から令和3年8月2日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数(以下「最高隻数」という。)に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年3月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が最高隻数に到達した日以降から令和4年3月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和3年7月1日から令和3年8月2日までにおける受付数が最高隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和3年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。
ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和3年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和3年8月3日以降における合計数が最高隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 2 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートル以内に停めておかなければならない。
- 3 使用する網は、高さ2メートル以下、長さ200メートル以下でなければならない。
- 4 使用する漁具は、1統でなければならない。
- 5 網の両端に漁業を営む者の氏名及び住所を記載した浮標をつけなければならない。

ぐち固定式刺網漁業の操業区域(1)の緯度経度

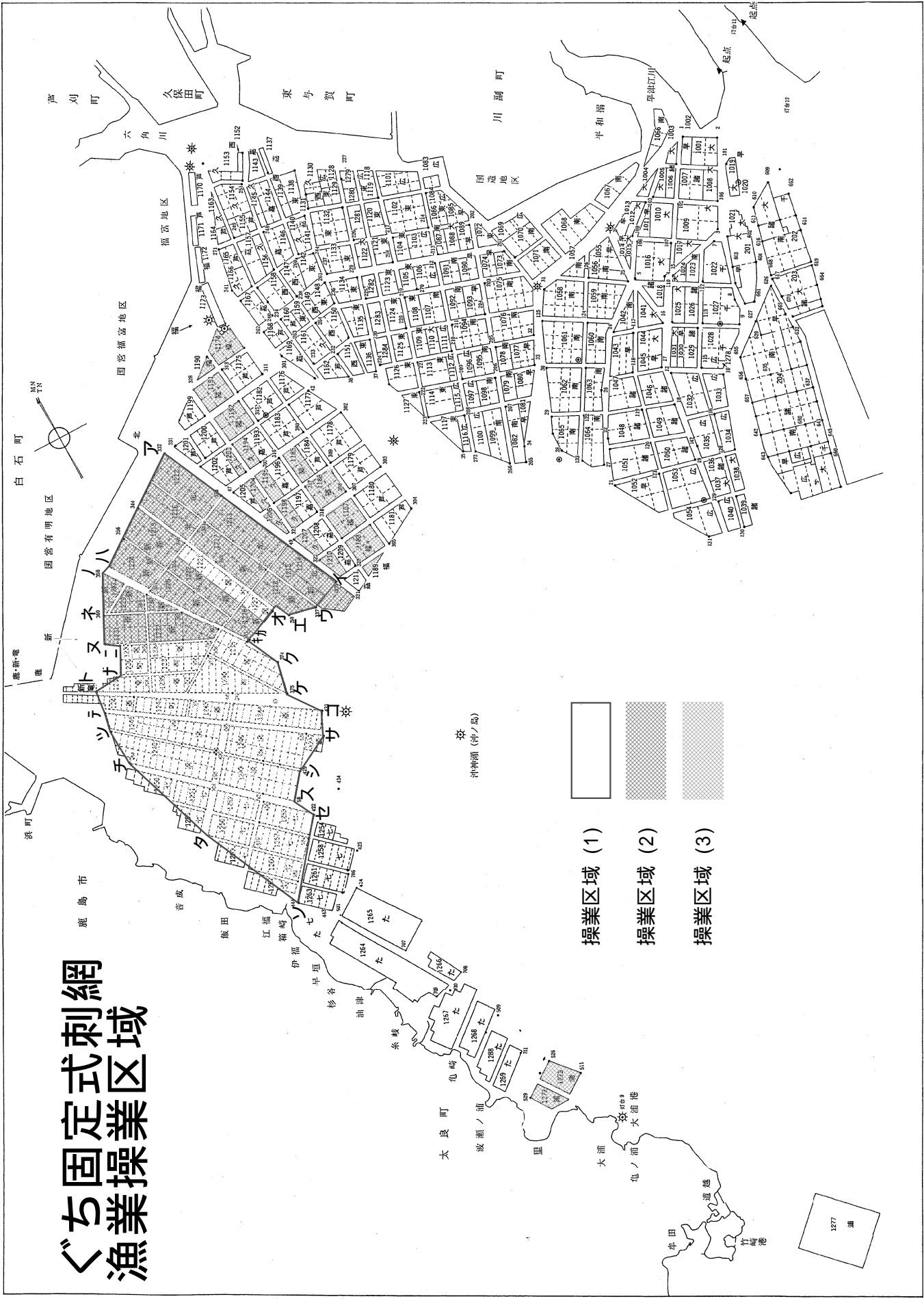
(秒表示)

鋼管番号	緯度	分	秒	経度	度	分	秒
332	33	8	21.287	130	33	11	53.071
335	33	6	4.860	130	33	13	0.483
337	33	5	55.616	130	33	12	37.140
350	33	6	0.760	130	33	12	14.189
392	33	6	9.435	130	33	12	4.764
351	33	5	58.776	130	33	11	35.954
395	33	5	58.292	130	33	11	32.001
374	33	5	36.911	130	33	11	46.129
375	33	5	13.632	130	33	11	40.575
431	33	4	51.390	130	33	11	58.836
432	33	4	36.083	130	33	11	49.218
429	33	4	22.788	130	33	11	16.503
58	33	4	6.863	130	33	11	0.628
422	33	3	53.307	130	33	11	9.523
444	33	3	6.701	130	33	10	21.997
414	33	4	17.273	130	33	9	45.279
404	33	5	26.544	130	33	9	20.595
403	33	5	52.486	130	33	9	20.439
400	33	6	6.250	130	33	9	23.351
379	33	6	20.401	130	33	9	27.658
397	33	6	22.674	130	33	9	51.252
367	33	6	40.529	130	33	10	2.136
396	33	6	47.361	130	33	9	50.892
360	33	7	5.044	130	33	10	2.676
358	33	7	28.565	130	33	10	21.591
394	33	7	31.931	130	33	10	27.103

(分表示)

鋼管番号	緯度	度	分	経度	度	分
332	33	33	8.355	130	33	11.885
335	33	33	6.081	130	33	13.008
337	33	33	5.927	130	33	12.619
350	33	33	6.013	130	33	12.236
392	33	33	6.157	130	33	12.079
351	33	33	5.980	130	33	11.599
395	33	33	5.972	130	33	11.533
374	33	33	5.615	130	33	11.769
375	33	33	5.227	130	33	11.676
431	33	33	4.857	130	33	11.981
432	33	33	4.601	130	33	11.820
429	33	33	4.380	130	33	11.275
58	33	33	4.114	130	33	11.010
422	33	33	3.888	130	33	11.159
444	33	33	3.112	130	33	10.367
414	33	33	4.288	130	33	9.755
404	33	33	5.442	130	33	9.343
403	33	33	5.875	130	33	9.341
400	33	33	6.104	130	33	9.389
379	33	33	6.340	130	33	9.461
397	33	33	6.378	130	33	9.854
367	33	33	6.675	130	33	10.036
396	33	33	6.789	130	33	9.848
360	33	33	7.084	130	33	10.045
358	33	33	7.476	130	33	10.360
394	33	33	7.532	130	33	10.452

ぐち固定式刺網 漁業操業区域



- 操業区域 (1)
- 操業区域 (2)
- 操業区域 (3)